

## マイナンバーの届出にご協力ください

平成30年1月

埼玉県医師信用組合

法令により、信用組合には、預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務が課せられています。このため、当組合に預金口座を開設されるお客さま、ならびに口座をお持ちのお客さまに対し、マイナンバーの届出をお願いしています。

平成30年1月1日から、法改正※により、信用組合が万が一破綻したときに預貯金の円滑な払い戻しを行うために利用したり、これまでも行われてきた行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うためなどに利用するため、預貯金口座にマイナンバーが付番されることになりました。

※ 平成27年9月9日公布の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」等。

### ◆マイナンバーを届出いただく際のお手続の概要

- 当組合所定の用紙にマイナンバー等をご記入いただきます。
- マイナンバーを届出いただく際には、以下の書類をご提示いただきますようお願い申し上げます。

#### ≪個人のお客さま≫

個人番号カード（マイナンバーカード）、もしくは下記の確認書類。

個人番号の確認	お客さまのご本人確認	
以下のいずれか1点 通知カード 個人番号の記載のある、 住民票（写し）など	〔顔写真付きの確認書類の場合〕 以下のいずれか1点 運転免許証、運転履歴証明 書、パスポートなど	〔顔写真付きでない確認書類の場合〕 以下のいずれか2点 健康保険証、年金手帳 印鑑証明書、住民票（写し）（但し、 発行後6ヶ月以内のもの）など

#### ≪法人のお客さま≫

法人番号の確認	お客さまのご本人確認
以下のいずれか1点 国税庁「法人番号公表サイト」の法人情報画面を印刷したもの 法人番号指定通知書	以下のいずれか1点 登記事項証明書、印鑑証明書（発行後 6ヶ月以内のもの）など

注① 一度お取引でマイナンバーを届出いただいたお客さまであれば、改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません。

注② マイナンバーは、平成27年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。

※ご不明な点がございましたら、当組合までお問合せください。

以上